

女性の地位向上のための戦略 1985年—2000年

ナイロビ世界婦人会議

国際連合広報センター

女性の地位向上のための戦略 1985年—2000年

ナイロビにおける世界婦人会議——国連婦人の10年の成果の再検討と評価のための世界会議——が、1985年7月15日から26日にわたって開かれた。会議は、その最終日に、今後15年間にわたる女性の地位向上のための戦略をコンセンサス（投票なしの総意）で採択した。「女性の向上のためのナイロビ将来戦略」とよばれるこの文書は、それまでカッコ付きであった部分（加盟国の合意が得られていないことを示す——訳注）を手直しし、修正をしたものである。

将来戦略は、1985年に終わった国連婦人の10年以降に、各国政府、民間団体（NGO）などが参考とすべき広範な問題をカバーしている。それは、婦人の10年に至る経過や、現在ならびに今後の動向を明らかにしている。そこでは、124の加盟国政府から寄せられた情報に基づいて、婦人の10年の成果が見直され、その間に直面した困難が浮彫りにされている。

会議のテーマである平等、開発、平和の各々について、女性の平等の達成を妨げている障害に関連して分析が行われ、続いてこれらの障害の克服に要する基本戦略、及び各国内でこの戦略を実施するための諸措置が示されている。平等に関する章では、女性の平等を阻む障害を明らかにし、基本戦略として憲法上ほかの法的措置、社会参加における平等ならびに政治参加と政策決定における平等をカバーしている。

開発については、具体的行動の分野として雇用、健康、教育（これらは婦人の10年の小テーマである）、食糧、水、農業、工業、貿易、商業、科学技術、通信、エネルギー、環境、社会サービス、住宅、居住、共同体開発、運輸をあげている。

平和の章でも同様に、婦人の10年後に残された障害及びそれに取り組む基本戦略が列挙されている。各国内レベルでの戦略の実施措置として、女性は平和交渉に参加すべきこと及び、すべての共同体は、平

和教育にとりくむべきことがあげられている。

「アパルトヘイトの下での女性と子供」及び「パレスチナ人女性と子供」の二項目は平和の部に入れられている。この二項目は、以前には特別の関心領域という章に入っていた。アパルトヘイトの項では、国際社会は「アパルトヘイトの下にあってもっともひどい抑圧を受けている者たち、すなわち女性と子供」に対して援助を与えるよう求められている。それぞれの国の政府の助けを得て、女性たちは「アパルトヘイト根絶の決意を固め、闘う姉妹たちを支援する」よう要請をうけている。「パレスチナ人女性と子供の特別の緊急のニーズを明らかにし、適切な支援が行われるべきである」こと、そしてまた「国際連合のプロジェクトは健康、教育、職業訓練の面でパレスチナ人女性を助ける仕事を手がけるべきである」と述べる。

平和の章で第三の新しい項目は、「武力紛争、外国からの干渉、平和への脅威の下にある地域の女性たち」と題されている。この部分は以前は、特別の関心領域と題する章の中にあった。このような地区に住む女性や子供が体験する「絶え間のない恐れ、住む所を追われる危険性、破壊、荒廃、虐待、社会的混乱、家族の分離、遺棄」などは「戦時」の文民保護の指針を定める1949年のジュネーブ条約及び、非常時及び武力紛争下における女性と子供の保護に関する1974年の宣言の諸条項を実施することによって緩和されることができる。

もう一つの章は、「特別の関心領域」である。そのような領域というのは、干ばつ地帯の女性、都市の貧困女性、女性高齢者、若い女性、虐待をうけた女性、孤独な女性、拘禁中の女性、人身売買及び強制売春の犠牲となっている女性である。また伝統的な生計の道を断たれた女性、1人で家族を支える女性、身心障害の女性、難民、避難中の女性と子供、移民女性、少数者と「原住民」女性も含まれる。

ナイロビの世界会議は、非常に重要な時期に開かれた。将来戦略が指摘するように、10年前に婦人の10年が始まった時、国際貿易の成長、援助、技術開発に支えられて、経済成長が早まり、それ故に女性たち

のその国の経済，社会開発への参加が増大するであろうとの望みがもたれていた。しかしこの望みはついていた。そればかりか経済危機の長期化とともに，女性のための新しいプログラム作成は中断され，すでに実施中のものの継続さえ不可能になった。

最近の動向と 2000 年の見通し

世界の労働力のうち，35パーセントが女性であるが，この数字は2000年に向けて着実に増えていくようである。明確な変化が生じなければ，大多数の女性に手の届く職種，ならびにその報酬は，今後ともに低く抑えられたままの状況が続くであろう。女性の雇用は，技能を要することなく，給与の低い，非常に不安定な職域に集中するものとみられる。差別をなくし，女性の経済的貢献を搾取することを止めさせるため，今後ともに明確な措置をとらねばならない，と将来戦略は述べている。

1986年から2000年までの間に，自然環境の変化が女性に与える影響は甚大である。乾燥地，半乾燥地のように水の乏しい所及び，人口増加のはなはだしい地域では，問題は今後ともに深刻である。

女性の政治参加を妨げている障害を克服する強力な措置が必要である。

「それが成功するかどうかは，女性がその乏しい物的状況と低い地位とを変えるため，そしてまた政治生活に参加する時間とエネルギー，経験を得るため力を合わせるかどうかにかかっている。同時に，衛生，教育，法律，憲法上の諸規定及びネットワークの改善が，女性の政治行動の有効性を高めるであろうし，ひいては女性たちが政治上の政策決定についてより大きな力をもつことになる」と戦略は述べている。

いくつかの分野で世界の女性たちは大幅な進歩を遂げたが，婦人の10年における全体的な進歩の面での成績は芳しくない。この期間中に女性の意識と期待の高まりがあった。世界経済の実績は決してはか

ばかしくないのだが、それだからといってこのはずみが失われてはならない。この報告によれば、「家族、女性の役割、男女の関係において生じた変化は、新たな挑戦であり、新たな視野と戦略、措置を要する」のであり、「女性の向上に対する構造上の障害を克服するために、男女の枠を越えて連帯のきずなが生まれる必要がある」とされている。

平 等

「ある場合には民法の見直しが行われておらず、そのために今なお女性を差別している法律を廃止するための行動を決定することができないでいる。また国籍、財産の相続、所有、管理、移動の自由、親権と子の国籍の点で女性、とくに既婚女性の法的能力と地位とを平等の基礎の上で決定するための行動もとれないでいる。中でも、家族のレベルで、また地域、国内、国際の各レベルで女性に対する差別を全面的に廃止するために必要な態度の変更については、社会の保守派の一部の中に根強い抵抗がある」と戦略は述べている。

学校内外での教育において、女性の平等に対する障害を克服することが肝要である。このことは、マスコミ、NGO（民間団体）、政党の綱領、行政上の措置などを総動員することを意味する。女性に対する型にはまった態度は、全面的に払拭されるべきである。

社会における女性の地位の低さを断ち切るために、家族全員が家庭の責任を分担する必要がある。女性の私生活における地味な経済的貢献を認めるべきである。

憲法上及び他の法律的側面

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をまだ調印していない国の政府は、これを調印し、なおその批准ないし加入のために要するすべての手段を講じるよう要請されている」と文書は述べている。

同一労働同一賃金、教育、訓練に対する平等な機会など、労働のあ

あらゆる分野において女性が男性と同等のパートナーであることを確保する法律を制定すべきである。

「すべての女性、とくに既婚女性が、単独で財産を所有、管理、売買する権利は、法の下における平等と自由の側面として保証されるべきである。離婚の権利は、両性の同一の条件で平等に認められるべきである」とこの文書は述べる。未婚の母とその子に対する差別をなくす法律が制定されるべきである。

「警察、司法関係者の教育訓練においては、女性の身体を侵し、暴力を伴い、重大な身体上、精神上の損傷を与えるなどの犯罪の犠牲者となった女性の特別の状況にとくに注意を払わなければならない」と報告はつづけている。

社会参加の平等

西歴2000年までに、あらゆる形態の差別をなくすために、すべての政府は総合的で持続的なキャンペーンを展開すべきである。その対象は、政策立案者、政策決定者、法律顧問、技術顧問、官吏、労働界及び実業界の指導者、サラリーマン、専門家、一般人である。

外交官、及び国連内での政策決定者としての女性の数を増やすべきである。

政府や私的機関は、すべての学校、短期大学、四年制大学のカリキュラムの中に、女性史及び社会における女性の役割に関するコースやセミナーを取り入れるように要請される。教科書ほかの教材を評価して、必要な場合にはそれらの中に女性の積極的で、動的な、社会参加の姿を反映させるようなものとし、また男性があらゆる面で積極的に家事などの家庭責任に関与している姿を描き出すよう書き改めるべきである。

政治参加における平等

女性は、互いに助け合って投票権を行使し、男性と同等の条件で立

候補し、政治活動に参加すべきである。

開 発

「開発と女性の地位との間の複合的、多面的関係に対する認識、理解が浅いために、政策、プログラム、プロジェクトの作成が、今なお困難である」と戦略が述べている。婦人の10年の前半期には、経済成長が順調で、それが自動的に女性に利益をもたらすと広く信じられていたが、婦人の10年の経験を評価した結果、これは余りに単純な思いこみであったことが明らかになった。

雇 用

男女が親として、家庭内責任を分かち合う方法として、すべての人々のために労働の拘束時間を自由に選択できるフレックス・タイムが強く推奨されている。一時期職を離れていた女性たちの再雇用プログラムが作成されるべきである。既婚者たちの収入を合算して課税することによって女性たちの働く意欲をそがないように、税制を改革すべきである。

有効な生産に対する女性の参加を進めるための前提条件として、国家計画の中で、社会保障と母性保護を緊急に発展、強化させるよう考えるべきである。すべての労働組合は、働く女性の権利と補償を助成することを求めるべきである。

政府、NGOは女性年輩者の貢献を認め、福祉に直接影響する領域に対する彼女たちの業績の重要性を認めねばならない。すべての分野における若い女性の教育、訓練に緊急な注意を払わねばならない。

保 健

家庭の内外での健康維持における女性の重要な役割を認識すべきである。

適切な立法措置を通じて女性が保健施設において専門職、管理職の

高い地位につけるようにすべきである。訓練支援などによって多くの女性に医学、保健分野での上級職訓練をうけさせるべきである。

伝統的な治療に携わる女性や助産婦を、国の保健計画により完全に、より建設的にくみこむべきである。

麻薬の売買を止めさせ、その悪影響について情報を流す努力を強化すべきである。

女性が、自分の出産をコントロールすることは、他の権利の享受の重要な基礎である。すべての夫婦及び個人は、子供の数とその間隔とを自由に、責任をもって決定する基本的人権を有する。

教 育

科学、技術、管理部門で政策決定者、管理者、指導者としての才能を伸ばし、高めるために、すべての水準でこれらの分野の科目を勉強するよう女生徒たちに勧め、奨励策をとり、また相談サービスを与えるべきである。

戦略はまた、雇用の機会、昇進の機会を増やすことを狙って、すべてのレベルで職業訓練を施すよう勧告している。

子供を育て、家庭を維持してゆく上で、男性が女性と同じように責任をもつことができるような教育プログラムを、教育制度全般にわたってとり入れるべきである。

食糧、水、農業

本文書は、アフリカ人女性の利益になるような具体策と適当な資源が、将来戦略の中で優先されるべきであるという。国際社会、とくに援助供与国は、食糧生産者としての女性の役割を高めるために、財政援助を継続し、可能な場合にはそれを増大することでアフリカの女性を助けるよう要請されるべきである。とくに、広がる干ばつと深刻な食糧不足からくるアフリカの諸問題軽減のために、食糧関係技術について訓練が行われるべきである。援助供与国は、たとえば国連女性開

発基金のように、様々な団体が発足させた特別基金に資金を出すよう求められるべきである。アフリカの飢饉の下にあえいでいる女性と子供の苦しみを軽減するため、緊急援助の増額がはかられるべきである。

公務に携わる機会を与えることによって、食糧安全保障プログラムへの女性参加を増やすべきである。彼女たちはまた指導者、行政者、財政管理者としての訓練を受けるべきである。伝統的知識を改善し、近代技術を取り入れるため、食糧生産、貯蔵技術について、調査、実験がなされるべきである。

畜産、漁業、林業プログラムは、有効な女性参加について、もっと大きな関心を払うべきである。同様にすべての他の農閑期の村の生産プログラム、開拓地、保健、教育、社会サービスプログラムは、女性たちをプランナー、貢献者、受益者として参加させるべきである。

土地、資本、技術、ノーハウ、及び他の生産資源に対する村の女性の利用権を確保すべきである。女性たちは、土地所有、土地所有権の登記、小作、かん漑、居住割当てなどに対する十分で有利な権利を与えられ、また土地改革からも利益を得るべきである。

新しい作物、改良品種、輪作、混合作、土地、水の保全方法、他の近代的改良を導入する現代技術プログラムに、女性の役割をくみこむべきである。この関連で、かん漑設備の建設、管理、維持において女性の参加が促進されるべきである。

適切な食品加工技術の発達によって女性は、時間とエネルギーをとられる仕事から解放され、健康の増進がはかられる。適正技術もまた、女性の生産性と所得を高める。

関連のある食糧加工技術を、広く農村女性に提供すべきであり、又同時に収穫後のロスと、それに伴う所得のロスを減らすために、適切で手のとどく価格で貯蔵、販売、運送設備をも提供すべきである。

女性の共同組合の積極的な活動を助成すべきである。

干ばつに襲われた諸国、ならびに、植林、集団農場、苗床など大規模な植林運動の実施を通じて砂漠化と戦う諸国において、各国政府

は女性の参加を得て、食糧援助活動を行うべきである。

産業と通商

失業手当を含む社会保障手当は、男性と同等の条件で、女性に保障されるべきである。

各国政府は、国内産業開発のために、私的活動分野での条件改善と構造改革の重要性、ならびにそこにおける女性の役割を認めるべきである。信用供与、訓練施設、販路、技術指導などを与えることによって、伝統工芸、家内工業並びに女性の小規模産業努力の助成をはかるべきである。この目的のために、生産者共同組合を支援し、そして女性が小企業を設立し、経営し、所有するよう奨励されるべきである。

政府はまた、女性商人の地方、国の経済に対する積極的貢献を認め、これらの女性を助けて組織づくりをする政策を採択すべきである。インフラ、販売用輸送管理、社会サービスを向上させて、女性商人の効率、安全性、所得を高め、仕事の量、健康に対する害を減らし、販売用製品のむだをなくすべきである。

女性商人に簿記、金融、色装基準、加工技術に関する訓練の機会を与えるべきである。

住居とエネルギー

政府は住居及びインフラの提供政策、計画の作成に女性を参加させるべきである。この目的のために、建築、土木関係の女性の登録が行われるべきである。

女性たちに建設、維持、管理技術をもたせるべきである。

信用供与額を増やすことによって、女性が運転手、車両所有者となることを奨励すべきであり、そのような女性には契約獲得について配慮が払われるべきである。工場や家事労働における力仕事のために、機械導入を優先的に実施し、そのために女性が男性に仕事を奪われることがないようにすべきである。応用技術や燃料保全ならびに生物ガス、

太陽、風、地熱、核の各エネルギーのような新エネルギー、及び小型水力発電などに関して関心を払わねばならない。薪の採集のための重労働軽減のために、改良ストーブを造り、広く利用をはかるべきである。

農村女性たちの大半がそのエネルギーと収入の多くを依存している森林の枯渇を防ぐために、苗床造成プログラムを開始すべきである。より効率のよい木炭生産技術を促進すべきである。

環 境

干ばつ、洪水、ハリケーン、浸蝕、砂漠化、森林の消滅、土地利用の不適切などのような天災、人災による環境の悪化によって伝統的生計手段が奪われる場合が多い。このような条件下で、非常に多くの貧しい女性たちが、劣悪な環境の中に放り出されている。最大の影響をこうむっているのは、干ばつに襲われた乾燥、半乾燥地帯、都市のスラム、不法借用地帯の女性たちである。これらの女性たちは、現在のそれに代わる生計の道を選ぶ必要がある。女性たちはかん漑、植林、砂漠化防止、都市、農村環境の向上プログラムに参加する機会をもたなければならない。

社会サービス

政府は、働く両親をもつ子供たちに適切な保護と教育を優先的に与えることによって、都市及び農村に住む働く女性の「二重の負担」を減らすべきである。男性及び社会全体は、子供を産み、育てる責任を女性とともに分かち合わねばならない。

各国政府は、安全の保障されない商品、危険な薬、健康に害のある食品、非道徳的な搾取による販売方法から消費者を守るために情報を提供し、法律をつくることによって、女性消費者を援助すべきである。

政府は、虐待された女性や子供のために、避難場所と支援、生活指導サービスを与えるため有効な措置をとるべきである。

特別の関心領域

その社会経済条件、年齢、少数者としての立場ないしはこれらの諸要因の複合のために共通の問題にぶつかり、また特別の困難に遭遇する女性の数が増えている。さらに多くの国では人口増、農村をめぐる状況の悪化、生きていくのに精一杯な農民の切り捨て、困難な政治条件などが、最近の経済不況で一層悪化し、多数の人々を路頭に迷わせている。この過程で、開発に関して従来、機会に恵まれなかったために、女性は一層傷つくことが多い。

物質的、財政的、人的資源、教育、訓練を与えることによって、彼女たちの組織力を高めることが急務である。

女性のために所得創出の機会を与え、また開発の荷い手、受益者として彼女たちを完全に組みこみ、積極的に開発に参加させることがとくに急務である。

干ばつに見舞われた地域の女性たち

アフリカのサヘル地域におけるように、砂漠化からくる深刻な飢えと生活条件の悪化は、とくに女性と子供に悪影響を与える。これについてナイロビ会議は「干ばつと砂漠化と戦う諸国間の調和あるプログラムを作成するよう求めた」。食糧安全保障及び食糧自給を目指すプログラム、及び緊急援助を強化すべきである。女性の生産に対する貢献は、プログラムの作成、実施評価に対する完全参加と同様に留意されるべきである。

都市の貧困女性

西暦2000年までには、世界の女性の半分近くは都市域に住むことになる。

各国政府は、多分野にわたるプログラムを作成し、支援業務を組織して、女性たちに経済的機会を得させるべきである。多くの都市の貧

しい女性たちの主な働き口である非公式部門にとくに注意が向けられるべきである。

高齢女性

1982年の世界高齢者会議が採択した国際高齢者行動計画は、高齢女性たちの平均余命が長く、賃金雇用の見通しもないままに経済条件が悪くなり、孤独な寡婦生活が続くと考えて、高齢者女性にとくにかわりのある領域をいくつか認めている。各国政府及びNGOは、高齢者女性を生産的な方法で雇用し、彼女らを社会的な活動やレクリエーションなどに参加させるよう奨励する道を探るべきである。

若い女性

西暦2000年には、開発途上国の15歳から24歳までの女性の大部分は学業を終了して、職を求めることになる。職を得た者は、搾取や長時間労働、ストレスなどで健康を害しがちである。資格をもたず、生産的な職につくだけの訓練をうけていない若い女性のために、特別の再訓練プログラムを作成すべきである。

国際青年年（1985年）のために始まった努力を持続して、若い女性が虐待、搾取から守られ、彼女たちがもっている力を十分に発揮できるよう援助されるべきである。若い女性が仕事上の性的暴力や性的いじめ、ないし特定の仕事上、性的搾取に耐えねばならない状況を改めるべきである。

虐待をうけた女性

「性にまつわる暴力が増えている」と報告は述べている。各国政府は犠牲者に対する援助体制をつくり、かつ強化し、その原因を突き止め、「とくに女性の品位を下げるようなイメージや表現を止めることによって」そのようなことが起こることを防止する政策と立法措置をつくるべきである。

貧窮女性

極度な貧困状態が増加しているようにみうけられる。それ故各国政府は、貧窮女性の特別のニーズと関心を優先的に扱うべきである。

人身売買及び強制売春の犠牲となった女性

売春を目的とした女性の人身売買と闘う国際措置の改善を早急に考慮すべきである。各国政府はNGOと協力して、女性のためにそれに代わる職をつくり出す努力をすべきである。売春にからんで生じる暴力、麻薬の常用、犯罪の大きな流れをくい止めるよう、あらゆる水準で厳格な実施条項が定められなければならない。さらに国際的な売春網によって、搾取と暴力の複雑で重大な問題が生じており、国際刑事警察機構（Interpol）や他の警察機関の一層の努力を要求している。

伝統的な生計手段を奪われた女性たち

自然の力、あるいは人間の手によって土地を奪われ、それ故に伝統的生計手段である耕作ができなくなった女性に、それに代わる生計手段が与えられるべきである。

一人で家族を養っている女性

各国政府は、家庭責任を1人で負っている女性たちが、経済的に自立できて、有効に社会参加ができるに足る所得と社会的支援を受けられるようにすることを求められる。

身心障害のある女性

5億人と推定される障害者中、女性が相当な数を占める。職業上の措置、社会復帰の措置ならびに、そのような女性たちが生活のあらゆる側面に参加する機会を与えられるべきである。

拘禁中の女性

犯罪防止について昨今の主な関心領域の一つは、犯罪を裁く制度の中で、女性が平等に扱われる必要性についてである。

女性の難民と避難民

多くの場合、難民女性、流民女性及び子供は、様々な困難な状況にさらされ、身体上、精神上、物質上、多大な影響をこうむる。適切な食糧、住む所、健康、社会サービスが欠如しているため、専門的、大々的な援助を要する。

女性難民、女性避難民及び子供の問題に対する恒久的な解決は、難民流出の根本原因の除去に求められるべきである。長続きのする解決は、安全な状況下で、その意志に基づいた自発的帰国と、遠くない将来にその出身国の生活に完全に統合される方向に求められるべきである。一方、そのような解決が達成されるまでに、国際的連帯と責任分担の表現として、国際社会が救援を継続すべきである。

移民女性

国連婦人の10年中に、村から村へ、村から町へと女性の移住が増え、一時的、季節的ないし恒久的な国際移動もまた増えた。

移民女性は、女性としてまた移住者として「二重の差別」をうけている。移住女性の子供たちに対して、とくに教育、職業訓練について注意を払うべきであり、彼らを受け入れ国に統合し、その教育、技術に応じて働けるようにすべきである。この過程において、彼女たちが母国の文化的価値を喪失しないよう図られるべきである。

女性少数者及び女性「土着民」

人種、皮膚の色、門地、民族上、国籍上の出身に基づく差別に苦しむ女性たちは、深刻な経済的損失をうけることが多く、二重の不利益

をこうむっている。

国際協力及び地域協力

国際機関及び地域機関は、婦人の10年中にその女性職員の地位を引き上げ、枠を拡大して女性を採用するよう求められた。

世界レベル及び地域レベルでのモニターや評価が行われる時には、以下が含まれるべきである。

—女性の関心を開発活動の計画策定と評価につなげるような定期的
査定と方法

—土地、資本などのような経済的資源の利用の機会など、女性の社会における経済的役割に対して注意を払うような調査、政策分析

—婦人の10年の目標を達成するための進歩、及び将来戦略の実施に関する情報を1985年以降2000年までの期間に、広く流布すべきである。女性関係のプログラムや活動に関する情報を流すため、視聴覚、広域ネットワークをより一層活用すべきである。差別的で型にはまった女性のイメージを、マスコミから排除しなければならない。

「技術協力は、依存性の悪循環を打ち破り、地方のニーズに重点をおき、地方の材料と資源、地方の創造力及び専門的能力を利用するような、新しい概念をもってアプローチされるべきである」

開発途上国間技術援助は、すべての水準の女性に対する業務及びすべての活動分野において強化されるべきであり、とくに経験、専門性、技術及びノーハウの交換助成に焦点を合わせるべきである。女性の開発への統合プロセスを早める情報の流れが早急に必要とされること、及び関連性の深い、移転可能で適切な情報の必要性が地域協力の優先分野となるべきである。

「国際連合は、とくに経済計画、社会問題、公共行政、企業経営、会計、農場、労働関係、科学工学、技術の分野で奨学資金ほかの援助を与えることによって、女性のためのプログラムを提供するよう努力

すべきである。国連の婦人のための開発基金はとりわけ、開発及び不利な立場におかれた女性たちへの技術援助の分野で斬新な貢献をもって知られており、婦人の10年以後のその存続と拡大は、女性の開発ニーズにとって非常に重要であると考えられる」と報告は述べている。

国連は、世界軍縮キャンペーンに関連するその活動の中に、軍拡競争及び近代戦の、女性とくに妊婦と子供に対する特別の影響に関する研究作成を取り入れるべきである。そのような研究は広く紹介されるべきである。

異なる諸国の女性の交流ならびに、女性が完全に参加する会議が地域レベル、国際レベルで実施されるべきである。女性たちはまた、国連が主催し、とくに平等、開発、平和、平和教育に関係する会議やセミナーに参加すべきである。

平和と開発に関係する政策を決定する立場にある女性、女性指導者、平和研究者、教育者間のネットワークづくりが奨励されるべきである。「女性と平和」は、国際平和年（1986年）のプログラムの一項目に取り入れられるべきである。

女性が、とくに教育制度において近代科学と技術のすべてに対して平等に教育を受けられるよう、特別の努力が行われるべきである。科学、技術の利用は、女性の向上のための強力な武器である。

国連は、広告及びマスコミが流す固定的男女のタイプについて研究するべきである。

将来戦略は、連帯の精神においてすべての男女に呼びかけている。とくにそれは現在、一定の物質的環境に恵まれ、すでに一定の地位をえた男女に呼びかけている。これらの人々はそのことによって、すべての女性のための平等、彼女たちの開発への完全参加及び、平和の達成と強化の諸目標に役立つことを目的として、大多数の女性たちのおかれた現在の劣った、搾取された条件を変える政策決定、開発の優先性及び世論に影響を与えることができる。

(DESI Backgrounder no.29, 13 September 1985)

「女性の権利」に関係して、国連広報センターでは、次のようなパンフレットを用意しております。入手を希望する方はお申し出下さい。

- * 「Women : 女性に関する国連活動」国連広報センター監訳、1985年、6 頁
国連の女性に関する活動を、婦人の地位委員会を中心にまとめている。
- * 「女性の権利」国連広報センター監訳、1985年 折りたたみリーフレット、
女子差別撤廃条約をわかりやすく説明したもの。
- * 「CEDAW : 女子差別撤廃委員会」国連広報センター監訳

この日本語版パンフレットは、日本政府の御好意により、国連の女性の地位向上部に対する日本政府からの特別拠出金の一部を用いて作成されたものです。

1987年 7 月10日 第2刷

国際連合広報センター

東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館22階

〒107 電話 (03) 475-1611 ~ 2